

群馬大学グローバル・ハタラクラスぐんまプロジェクト推進室設置要項

平成 30. 11. 09 制定
改正 令和 2. 4. 1

(設 置)

第1 群馬大学（以下「本学」という。）に、本学が文部科学省から委託を受けた「留学生就職促進プログラム」（一部「住環境・就職支援等留学生の受入れ環境充実事業」を含む。以下「事業」という。）を円滑に実施するため、群馬大学グローバル・ハタラクラスぐんまプロジェクト推進室（以下「推進室」という。）を置く。

(業 務)

第2 推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 事業にかかる企画・立案に関すること。
- (2) グローバル・ハタラクラスぐんまコンソーシアムに関すること。
- (3) 事業の予算管理及び執行に関すること。
- (4) その他事業を推進するために必要なこと。

(室 長)

第3 推進室に室長を置き、理事（教育・企画担当）をもって充てる。

2 室長は、推進室の業務を掌理する。

(室 員)

第4 室員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 共同教育学部，社会情報学部，医学系研究科，保健学研究科及び理工学府から推薦された教員 各1人
- (2) その他学長が必要と認めた者 若干人

2 室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の室員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事 務)

第5 推進室の事務を処理するため、国際課に事務局を置く。

(雑 則)

第6 この要項に定めるもののほか、推進室の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(要項の改廃)

第7 この要項の改廃は、学長が行う。

附 則

1 この要項は、平成30年11月9日から施行する。

2 この要項施行後、最初に指名される室員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。